

# 診療報酬改定Q&A ~2018年度版~

入院施設の機能分化に加え、かかりつけ医や在宅医療の拡充など、地域包括ケアシステムの構築に向けて見直された2018年度の診療報酬改定では、点数だけでなく算定要件の変更による各種誘導が図られ、医療関係者は、改定による自院への影響や近隣施設の動向などについて、これまで以上に注目しています。

MRの皆さんが改定内容の詳細を覚える必要はありませんが、先生方からの質問に速やかに対応するためのツールや疑問点を容易に確認できる資料が無いことが、制度知識の習得が思うように進まない要因になっているといった意見も聞かれます。弊社では、こうした課題を解決するために、パソコンやモバイル端末で閲覧することも可能な「診療報酬改定Q&A(PDF版)」を作成しました。

MRの皆様の自己学習テキストとして、また、情報武装ツールとして是非ご検討ください。

## ■ 貴社のMRさんは、どのタイプでしょう？



「オンライン診療」って、どんな患者さんでも算定できるのかな？

**A社 MR**：担当者に聞いてきます ⇒ 担当部門から資料を入手し、後日持参  
※ただし・・・、MR本人は内容を理解していない

結局、対象の患者さんは??

**B社 MR**：調べてきます ⇒ 厚労省資料等でなんとか確認し、後日説明

質問されると調べるのも大変だし、制度には関わらない方が・・・

**C社 MR**：確認してみます！ ⇒ **診療報酬改定Q&A(PDF版)**で、すぐに検索！

分かりました！  
「特定疾患療養管理料」や「生活習慣病管理料」などを算定する患者さんが対象という規定があるようです。



なるほど！



医師からの信頼もUP↑

QUESTION		07	オンライン診療料 <sup>【新設】</sup> の内容は
			対面診療とビデオ通話可能な機器を活用した診療を組み合わせることで、計画的なオンライン診療の実施を評価した新設点数です。こうした新たな技術を駆使した診療は、受診頻度が高まることによる重症化予防や、患者さんと医療提供者双方の負担軽減に有用との事例が報告されていますが、現状では、対面診療を補完するものとして位置付けられています。
		<b>【新設】</b>	<b>【要届出】</b> オンライン診療料(月1回)
			70点
<p><b>—主な施設基準—</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時に概ね30分以内に対面診療が可能な体制であること(小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料の対象患者は除く)</li> <li>1月当たりの再診料(電話等の再診は除く)、外来診療、オンライン診療料、在宅患者訪問診療料(1)(II)の算定回数に占めるオンライン診療料の算定回数割合が10%以下であること</li> </ul>			
<p><b>—主な留意事項—</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初診料、再診料、外来診療料、在宅患者訪問診療料(1)(II)を算定する月には算定できない</li> <li>対面診療とオンライン診療を組み合わせた診療計画(対面診療の間隔は3カ月以内に限る)を作成し、計画的なオンライン診療を行った場合に算定できる。診療計画に基づかない他の傷病に対する診療は算定できない</li> <li>算定回数は1回のみとし、3カ月連続の算定はできない</li> <li>対面診療とオンライン診療を同月に行った場合は算定できない</li> </ul>			
<p><b>対象は下記算定患者</b></p> <p>特定疾患療養管理料/小児科療養指導料/てんかん指導料/難病外来指導管理料/糖尿病透析予防指導管理料/地域包括診療料/認知症地域包括診療料/生活習慣病管理料/在宅時医学総合管理料/精神科在宅患者支援管理料(以下、対象管理料等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初算定月から6カ月の間、オンライン診療を行う医師と同一の医師が、毎月対面診療を行っている患者のみ算定できる。ただし、対象管理料等の初算定月から6カ月以上経過している場合は、直近12カ月以内に6回以上、同一医師と対面診療を行っていること</li> <li>診療計画には、患者の急変時における対応等も記載すること</li> <li>診療内容、診察日、診察時間等の要点を診療録に記載すること</li> <li>厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う体制であること</li> <li>院内で行うこと</li> <li>第2章第1部の医学管理等(通則除く)との同一月の併算定はできない</li> <li>オンライン診療時の処方料、処方箋料は別途算定できる</li> <li>予約診療による特別の料金は徴収できない</li> <li>情報通信機器の運用費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として別途徴収できる</li> <li>オンライン診療料を算定する場合は、診療報酬明細書に対象管理料等の名称及び算定開始年月を記載すること</li> </ul>			

## ■「診療報酬改定Q & A」の特徴

- 2018年度改定の主な変更内容を網羅
- 改定前後の比較一覧表により、変更内容を把握しやすい
- 算定要件のみが変更となった点数についても紹介
- 新設点数については、算定条件である「施設基準」や「留意事項」を掲載

## ■活用方法&導入のメリット

### ◆MRの自己学習用資料として

- 容易に確認できる資料を提供することで、疑問点を調べる習慣が付く
- 自ら調べることで理解が促され、医療制度学習のハードルが下がる

### ◆モバイル端末へのインストールで、いつでもどこでも検索・確認可能！

- 訪問先の質問や疑問に速やかに回答できる
- 検索ツールを持つことにより、安心して先生と話ができる

## ■掲載項目例

- |                         |                           |
|-------------------------|---------------------------|
| Q3. 2018年度改定の概要は        | Q40. 地域包括診療料の変更内容は        |
| Q7. オンライン診療料[新設]の内容は    | Q41. 生活習慣病管理料の変更内容は       |
| Q9. 一般病棟入院基本料の変更内容は     | Q48. 在宅患者訪問診療料(Ⅱ)[新設]の内容は |
| Q14. 入院基本料等加算のポイントは     | Q57. 投薬の改定ポイントは           |
| Q25. 入退院支援加算[新設]の変更内容は  | Q62. 精神科専門療法の改定ポイントは      |
| Q31. 地域包括ケア病棟入院料の変更内容は  | Q70. 機能評価係数Ⅰの変更内容は        |
| Q37. 医学管理等の改定ポイントは      | Q78. 服用薬剤調整支援料[新設]の内容は    |
| Q38. オンライン医学管理料[新設]の内容は | Q80. 大病院受診時の自己負担額の変更内容は   |

## ■商品概要

- 体 裁 : 主な改定項目をQ&A形式(80問)で解説(A4判 160頁)
- 納品データ : PDF(Adobe Acrobat Reader)
- 目次クリックで当該Qにジャンプ機能付き
  - 印刷不可設定PDFの選択も可能
- 納品方法 : CD-Rを郵送
- 発 行 : 2018年5月10日
- 価 格 : MR数連動制(詳細は、お問い合わせください)

詳しい説明・お見積もり依頼、お問い合わせは

株式会社メディカル・リード Q&A係まで

e-mail : info@medical-lead.co.jp

TEL : 03-3552-5030

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-6-6 アド京橋ビル9F